

【満3歳以上限定小規模保育事業の一般制度化について】

(1) 制度の現状・背景

- 小規模保育事業とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0歳児～2歳児を対象としており、「保育体制整備の状況その他地域事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3歳児～5歳児の受入れを可能としている。
- 平成29年以降、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)において事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0歳児～5歳児で柔軟に定めることが可能となった(成田市は平成30年12月に認定)。
- 令和5年4月、こどもの保育選択肢を広げる観点から全国において、小規模保育事業において3歳児～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を発出。
- 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、3歳児～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされた。

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の概要

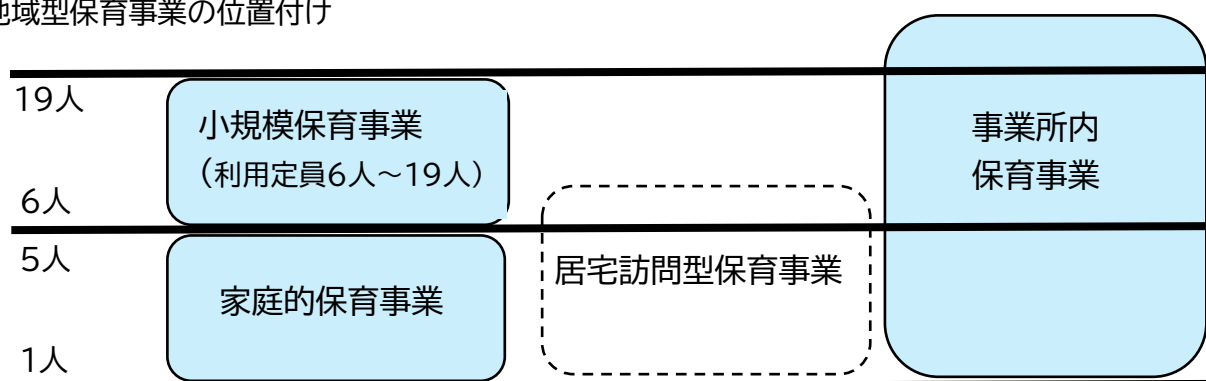
- 小規模保育事業所 A 型の設備及び職員の基準(満3歳以上の幼児に係る部分に限る)と同様とする。
- 利用定員は6人以上19人以下(満3歳以上の小学校就学前子どもに係る利用定員を定める)。
- 連携施設の確保については、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する(※卒園児の受け皿は求めない)

●主な認可基準

		小規模保育事業所 A 型 (3歳児～5歳児)	小規模保育事業所 A 型 (0歳児～2歳児)
職員	職員数	3歳児 15:1 4・5歳児 25:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
		上記配置基準に1名の追加配置	
	資格	保育士	
設備・面積		3歳児～5歳児 保育室等 1人あたり1.98㎡ 屋外遊技場 1人あたり3.3㎡	保育室等 0・1歳児 1人あたり3.3㎡ 2歳児 1人あたり1.98㎡ 屋外遊技場 2歳児 1人あたり3.3㎡

屋外遊技場については施設の付近にある屋外遊技事業に代わるべき場所でも可(公園等)

○地域型保育事業の位置付け



(3) 成田市における国家戦略特別区域小規模保育事業の実績

施設名	わくわく保育園成田園						
所在地	成田市不動ヶ岡2118-5						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	4人	6人	6人	1人	1人	1人	19人

※国家戦略特別区域小規模保育事業の開始に伴い、平成31年4月から3歳以上児の利用定員を設定。

※国家戦略特別区域小規模保育事業を活用した満3歳以上限定の小規模保育事業に係る実績なし。

【参考】

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の3（略）

②～⑨（略）

⑩この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- (2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
- (3) 保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

⑪～⑳（略）